

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所

平成22年4月8日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護廃止処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して [REDACTED] 付けでした保護廃止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、この点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、求職活動をしながら有価証券の解約金で生活してきたが、それも無くなり、収入・貯え無く、扶養義務者からの援助も得られず今後の生活維持困難により保護申請を行い保護開始となった。

処分庁は、請求人に対し就労に向けての指導を行ったが、真剣に職に就こうという努力が感じられないことから文書指導を行い、また弁明の機会も与えたが、期日までにその改善が見込めなかったことにより [REDACTED] 付けで廃止処分を

行った。

請求人は、ハローワーク等による就職活動を真剣にやってきたにもかかわらず、廃止処分になったことに不満を感じている。

以上のことから、本件処分は不当であるので、その取り消しを求めるというものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、求職活動をしながら有価証券の解約金で生活してきたが、それも無くなり、収入・貯え無く、扶養義務者からの援助も得られず今後の生活維持困難により保護申請を行ったこと。
- (2) 処分庁は、法第29条に基づく調査・戸籍調査・扶養義務者調査等から、最低生活維持困難と認め、[redacted] 付けて、援助方針を早期自活に向け就労活動に専念させると決めた上で保護開始し、請求人に対し積極的に求職活動を行うよう指導をしてきたが、請求人が軽就労をしながら保護を受給していきたいと主張し、そのことについて指導するも考えを改めることもなかったことから、平成21年12月28日付けで平成22年2月末までに就労開始することとした文書指導を行ったこと。
- (3) 請求人は、ハローワークへの求職活動を行ってきたが、平成22年2月末までに就労に付くことができず、就労開始を平成22年3月末まで期限を延長して欲しいと申し出たこと。
- (4) 処分庁は、平成22年2月24日付けで平成22年4月1日までに就労開始する旨を記述した弁明供与通知書を手渡したこと。
- (5) 請求人は、上記(4)の通知書に対し、平成22年3月5日付けで弁明書を提出していること。
- (6) 処分庁は、請求人が平成22年3月末までに就労できなかった旨の報告を受け、文書指導期限である [redacted] 付けて生活保護廃止と判断し処分を行ったこと。

2 判断

- (1) 法第4条第1項によれば、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。これは、いわゆる保護の補足性の原理であり、前述のあらゆる能力を活用しても、なおかつ最低生活が営めない場合

はじめて保護が行われることを定めたものである。

また、法第60条では、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活維持、向上に努めなくてはならないとされているとともに、法第27条第1項では、保護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるかとされている。

さらに、法第62条第1項では、被保護者は、保護の実施機関が、法第27条の規定により被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされ、同条第3項においては、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止することができるかとされている。

また、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条によれば、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとされている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合に、処分庁は、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえで、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれかを適用するかについては、次の基準によることとされている。

- ① 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。
- ② ①によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえで、保護を廃止すること。

- ③ ②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(3) 本件処分について検討すると、今回の求職活動に関する指導指示のほかに、請求人が最近1年以内において文書による指導指示に違反した事実は認められず、処分庁が法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示した事実も認められない。さらに十分な求職活動と断じることができないが、請求人が求職活動を行い、稼働能力の活用を拒否していないことから、保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であるとは認められない。

よって、本件処分は、課長通知に示された被保護者が書面による指導指示に従わない場合の保護廃止適用の基準に反していると認められる。

3 以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年 5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

